

●香川県告示第244号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を令和2年8月7日から同月21日まで高松市東部漁業協同組合において縦覧に供する。

令和2年8月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 発起人の住所及び氏名
高松市北浜町8番20号 片岡 圭三
高松市築地町10番12号 大山 浩司
高松市北浜町8番20号 玉浦 功次
- 2 加入区の名称
高松東部加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高松市東部漁業協同組合